

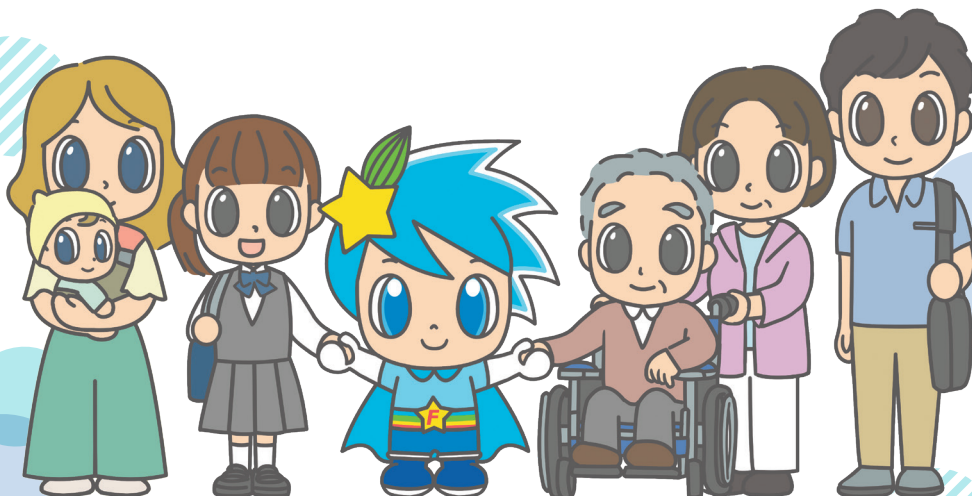


第6期

福生市 地域福祉活動計画

ささえあいプランふっさ

令和8年度～令和12年度



令和8年(2026年)3月
社会福祉法人
福生市社会福祉協議会

はじめに



社会福祉法人 福生市社会福祉協議会
会長 板寺正行

このたび、福生市社会福祉協議会では、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする「第6期福生市地域福祉活動計画 ささえあいプランふっさ」を策定いたしました。

当協議会は、平成7年度に第1期計画を策定して以来、一貫して地域福祉の推進に取り組んでまいりました。令和3年度から令和7年度までの第5期計画の期間満了にあたり、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化を十分に見据え、本計画を取りまとめました。

現在、私たちの社会は、人口減少や世帯規模の縮小、さらには高齢者のみの世帯や単身世帯の増加といった大きな変化の中にあります。これに伴い、住民同士のつながりの希薄化や、生活課題の複雑化・複合化といった新たな課題も顕在化しています。

こうした状況のもと、本計画では、第5期計画の基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を継承いたしました。この理念は、地域住民、社会福祉関係者、行政が共通して目指すべき目標であり、「誰一人取り残さない」というSDGsの精神にも通ずるものです。

地域共生社会の実現には、私たち社会福祉協議会だけでなく、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、担い手としてできることに取り組むことが不可欠です。本会は地域における「ハブ」としての役割を強化し、住民の皆様やボランティア、関係機関と手を取り合い、誰もが自分らしく輝ける福生のまちづくりに邁進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた住民懇談会の皆様、ならびに地域福祉活動計画推進委員会の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

令和8年3月

目次



第1章 計画の策定にあたって	1
1. これまでの経緯	1
2. 「社会福祉協議会」と計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の体制	4
第2章 福生市の現状と課題	5
1. 人口・世帯の状況	5
2. 高齢者の状況	6
3. 障害のある人の状況	8
4. 子ども・子育て世帯の状況	9
5. 外国人住民の状況	12
6. 地域活動・市民活動の状況	13
7. 生活保護の状況	15
8. 再犯率の状況	15
9. 策定に関する課題	16
第3章 計画がめざすもの	19
1. 基本理念	19
2. 基本目標	22
3. 施策体系	23



第4章 計画の内容 24

基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり.....	24
基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり.....	30
基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり.....	34

第5章 計画の推進体制 38

1.計画の進行管理.....	38
----------------	----

参考資料..... 39

1.用語解説.....	40
2.福生市地域福祉活動計画推進委員会.....	44
3.諮問書.....	47
4.答申書.....	48

第1章 計画の策定にあたって

1. これまでの経緯

社会福祉法人福生市社会福祉協議会(以下「福生市社協」という)では、地域福祉を推進していくために「第1期福生市地域福祉活動計画(福生ふくしプラン)」を平成7年に策定し、平成15年に「第2期福生市地域福祉活動計画」、平成23年に「第3期福生市地域福祉活動計画」、平成30年度に「第4期福生市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

「第4期福生市地域福祉活動計画」の計画期間は令和2年度までとし、行政の策定した「第6期福生市地域福祉計画」と歩調を合わせ「第5期福生市地域福祉活動計画」を策定しました。

このような経緯で策定された「第5期福生市地域福祉活動計画」が令和7年度をもって終了することから、これまでの取組の評価と課題、本市の福祉を取り巻く情勢を踏まえ、「第6期福生市地域福祉活動計画」を策定します。

2. 「社会福祉協議会」と計画の位置づけ

① 社会福祉協議会とは

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。

地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地域住民・社会福祉関係者・保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携・協働しながら、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力などさまざまな活動を行っています。

② 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進のため、今ある地域の課題を洗い出し、その解決に向けて、どのような地域づくりを行っていくのかを示した民間の活動・行動計画です。社会福祉協議会が中心となり、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と協力しながら策定します。

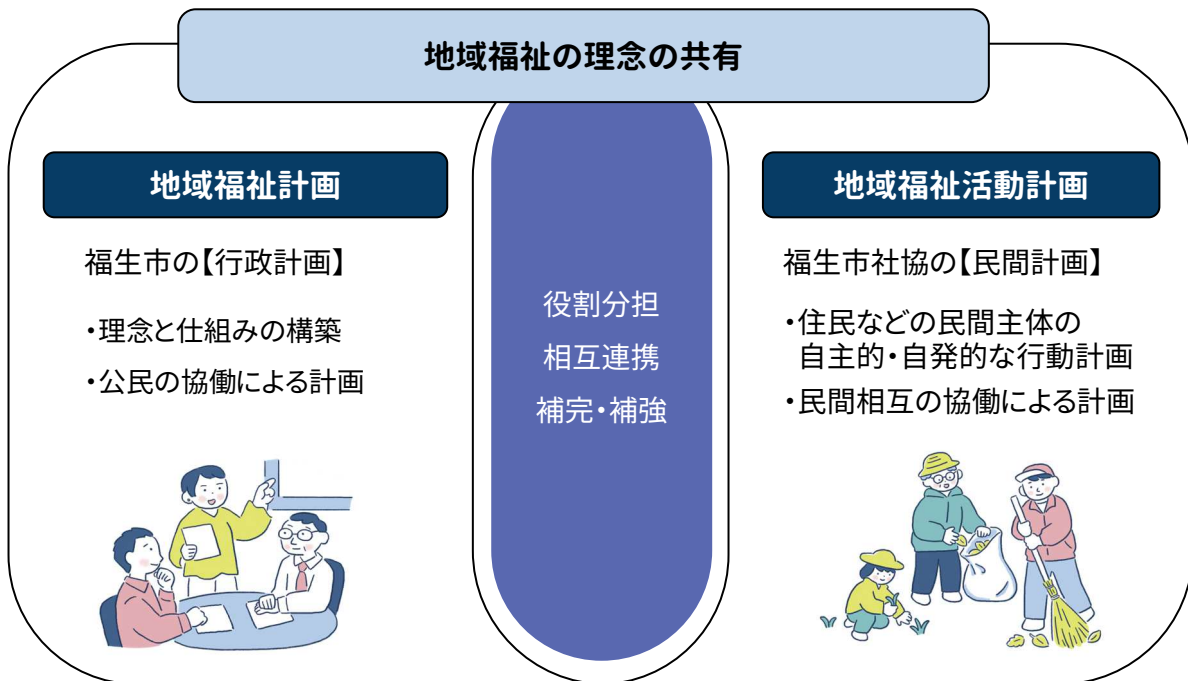
③ 地域福祉計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

「福生市地域福祉計画」は地域福祉を進めるための「理念」や「仕組み」を、「福生市地域福祉活動計画」は地域福祉を進める住民主体の自主的・自発的な行動計画を定めた計画です。

ともに地域福祉の推進をめざすものであるため、福生市と福生市社協が基本理念、基本目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携しながら地域福祉を進めていきます。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



④ SDGs との関係

SDGs(持続可能な開発目標 エスディー・ジーズ)は、「Sustainable Development Goals」を省略したもので、平成 27 年9月に国連サミットで採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱えるさまざまな問題の解決をめざし、平成 28 年から令和 12 年までを期間として、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

本計画がめざす基本理念、福生市における地域共生社会の実現にあたって SDGs の 17 のゴールやターゲットに関連するものを第4章に示し、「誰一人取り残さない社会」をめざします。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標10 [不平等] 国内及び各国間間の不平等を是正する。
	目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。
	目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。		目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。		目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

出典:外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」(平成 29 年3月)

3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4. 計画策定の体制

本計画は、以下の体制により策定します。

① 福生市地域福祉活動計画策定のための住民懇談会

市内小地域福祉地区の運営スタッフを対象にグループワークを実施し、身近な地域の課題や、地域を良くするためのアイデアなどへのご意見をいただきました。

●令和7年6月10日(火) 参加者21人

② 福生市地域福祉活動計画推進委員会

学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、市民代表、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「福生市地域福祉活動計画推進委員会」において審議のうえ策定します。

また、計画(案)について、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施し、寄せられた意見を計画に反映します。

③ 第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査

そのほか、福生市が「福生市地域福祉計画」の策定にあたり行った「第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査」の結果や得られた課題を共有します。

●市民調査(18歳以上の市民3,000件配付、回収数967件)

●地域福祉関連団体調査・ヒアリングの実施(123件配付、回収数82件、11団体にヒアリングを実施)

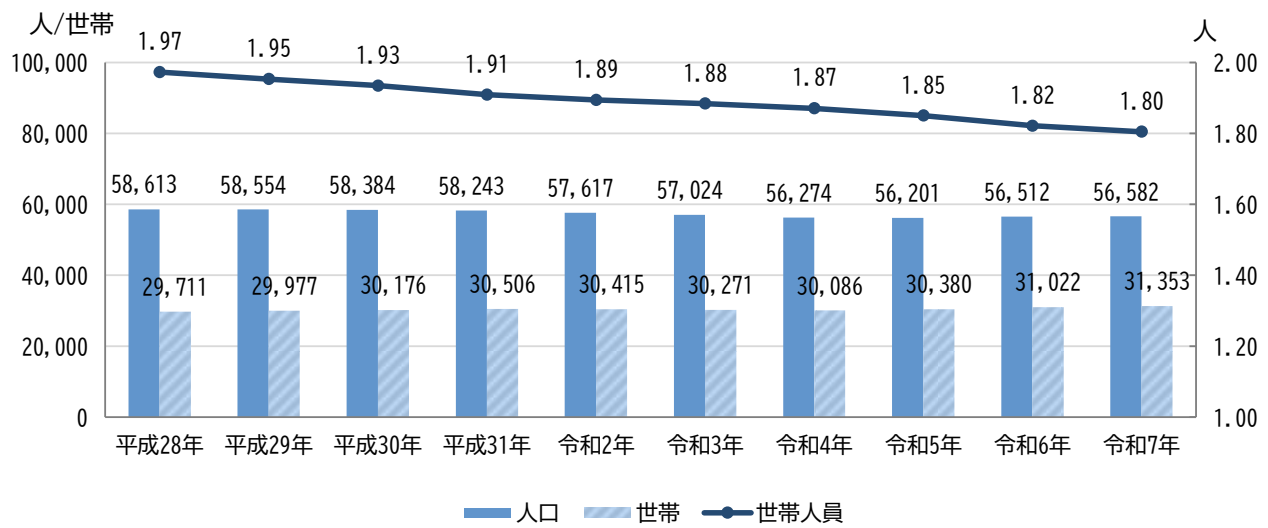
第2章 福生市の現状と課題

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口・世帯の推移

本市の総人口をみると、令和5年まで減少傾向にありましたが、以降は増加し、令和7年時点で 56,582 人となっています。

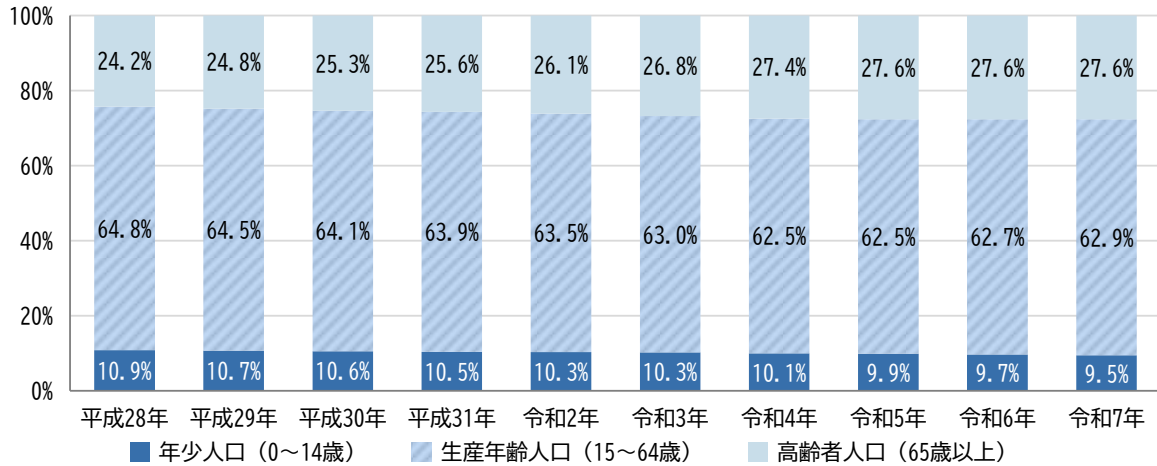
世帯数も同様に令和5年以降増加しており、世帯人員は平成 28 年の 1.97 人から令和7年の 1.80 人へと減少しています。



資料：福生市資料(各年1月1日現在)

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合は年々減少しています。生産年齢人口割合は令和5年まで減少傾向にありましたが、近年増加がみられます。高齢者人口割合は近年横ばいとなっています。



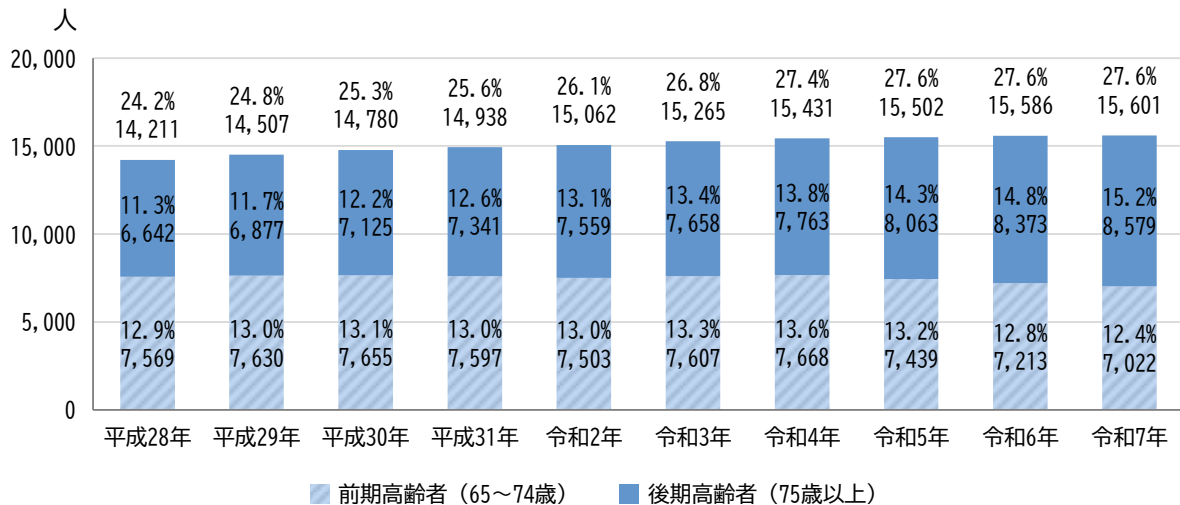
資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

2. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和7年時点で 15,601 人、総人口の 27.6%となっています。

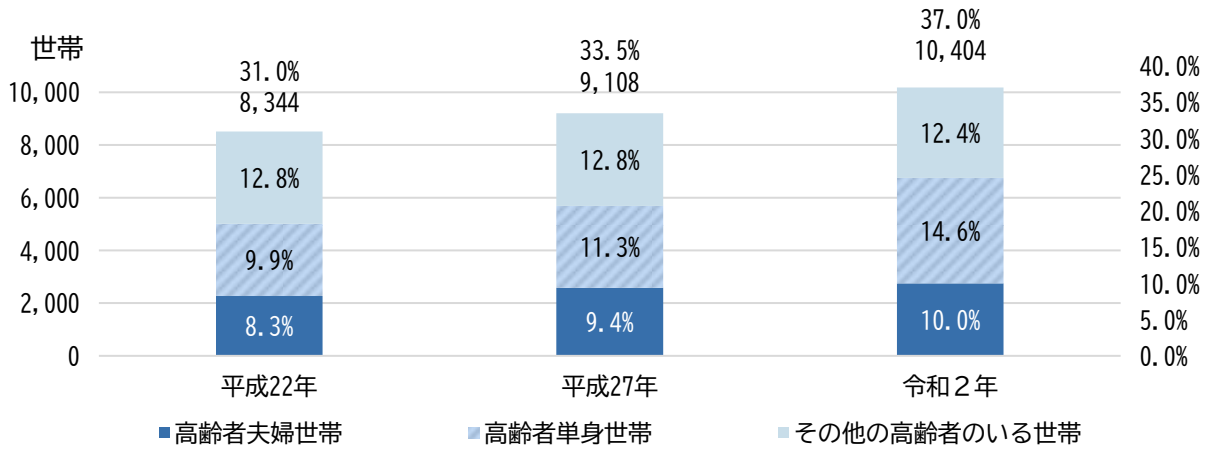
内訳をみると、前期高齢者は増減を繰り返しながら近年は減少している一方、後期高齢者は一貫して増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 高齢者のいる世帯数の推移

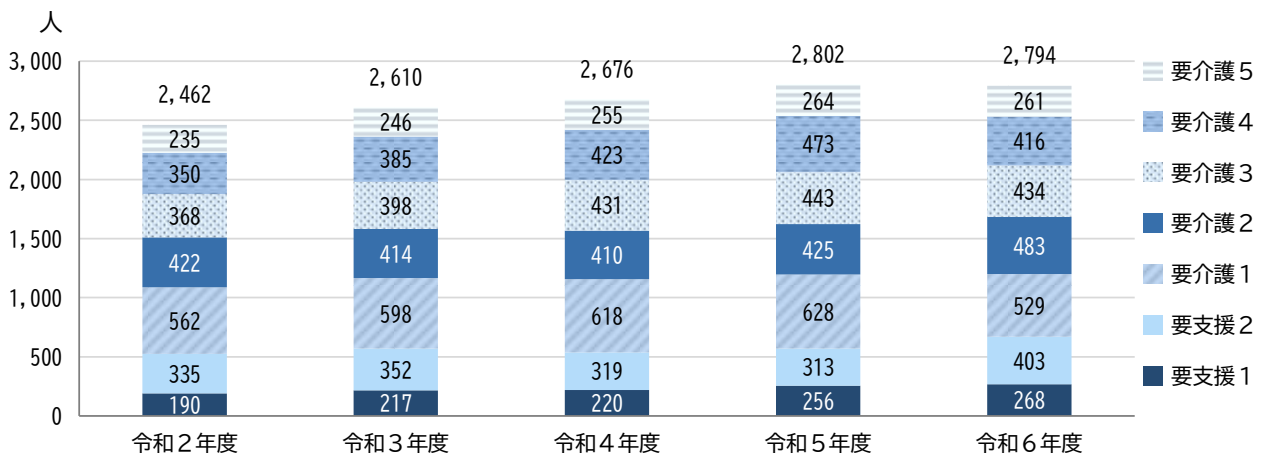
高齢者のいる世帯数をみると、令和2年時点では 10,404 世帯、一般世帯数に占める割合は 37.0%となっています。内訳をみると、特に高齢者単身世帯の伸びが大きくなっています。



資料：国勢調査

(3) 要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数の推移をみると、令和5年度まで年々増加しており、令和6年度時点で 2,794 人となっています。

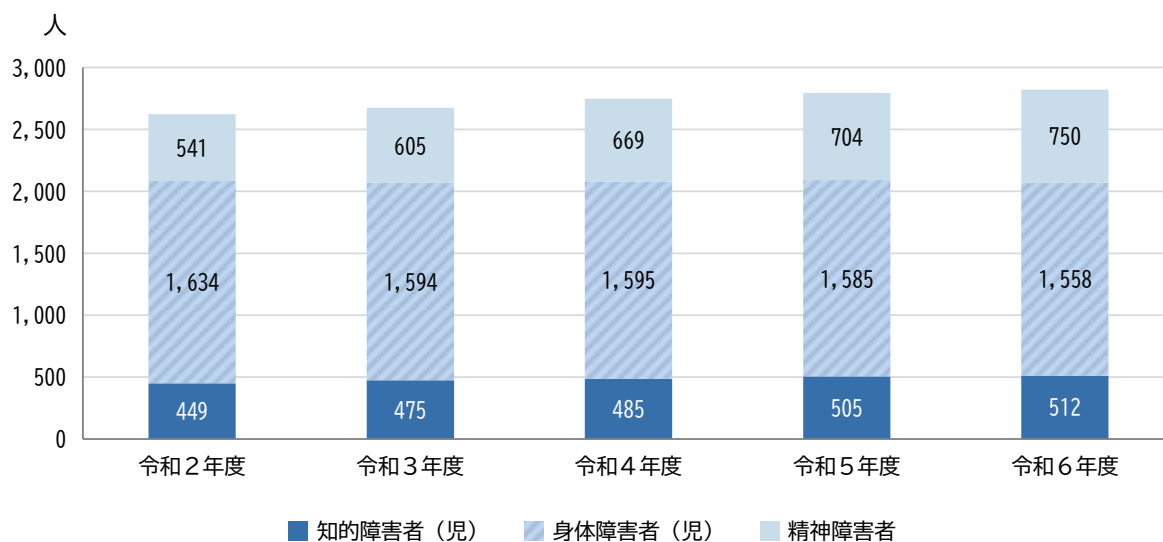


資料：福生市事務報告書(各年度)

3. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳登録者数の推移

障害者手帳登録者数の推移をみると、身体障害者（児）は概ね減少傾向にありますが、知的障害者（児）、精神障害者は増加傾向にあります。



資料：福生市事務報告書（各年度）

(2) 身体障害者（児）手帳登録者数

令和6年度における身体障害者（児）手帳登録者数は、肢体不自由が 685 人、視覚障害が 124 人、聴覚障害・言語障害が 183 人、内部障害が 566 人、合計で 1,558 人となっています。

(単位:人)

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・言語障害	内部障害	計
1級	130	32	-	344	506
2級	127	49	41	8	225
3級	120	7	26	55	208
4級	204	9	52	159	424
5級	68	20	0	-	88
6級	36	7	64	-	107
計	685	124	183	566	1,558

※該当する等級がないものは「-」と表示
資料：福生市事務報告書（令和6年度）

(3) 知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数

令和6年度における知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は、1度（最重度）が 11 人、2度（重度）が 109 人、3度（中度）が 106 人、4度（軽度）が 286 人、合計で 512 人となっています。

(単位:人)

1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）	計
11	109	106	286	512

資料:福生市事務報告書(令和6年度)

(4) 精神障害者保健福祉手帳登録者数

令和6年度における精神障害者保健福祉手帳登録者数は、1級が 50 人、2級が 396 人、3級が 304 人、合計で 750 人となっています。

(単位:人)

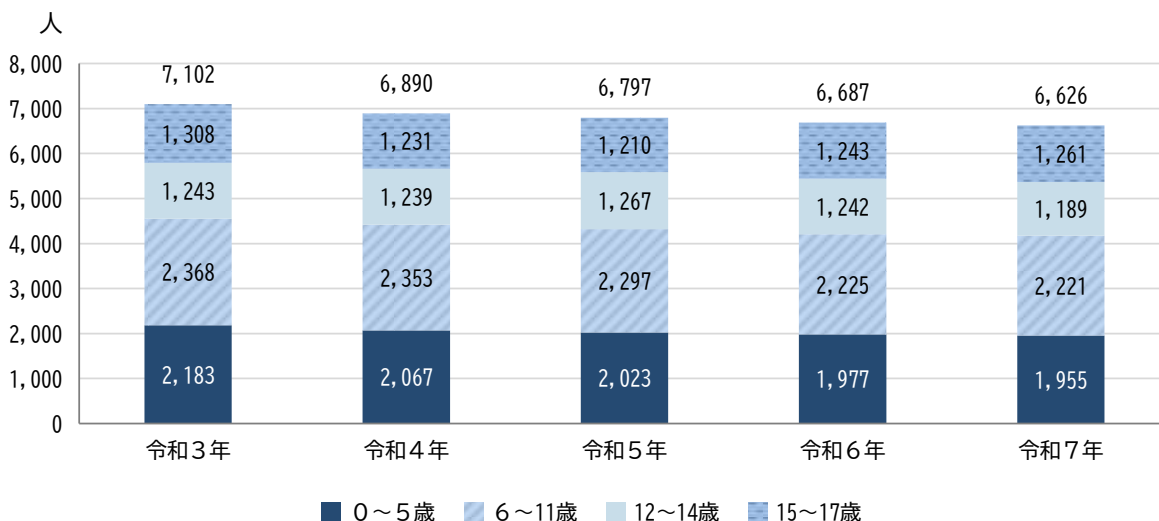
1級	2級	3級	計
50	396	304	750

資料:福生市事務報告書(令和6年度)

4. 子ども・子育て世帯の状況

(1) 子ども人口の推移

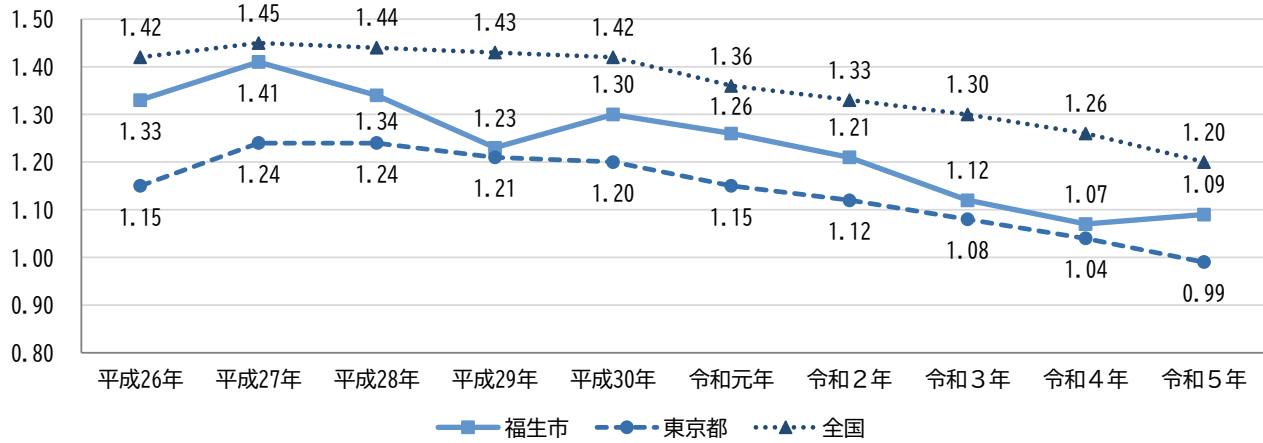
18歳未満の子どもの人口は、年々減少傾向にあり、令和7年時点で6,626人となっています。年齢階級別にみると、12～14歳と15～17歳が横ばいで推移しており、その他の区分は減少傾向にあります。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 合計特殊出生率の推移

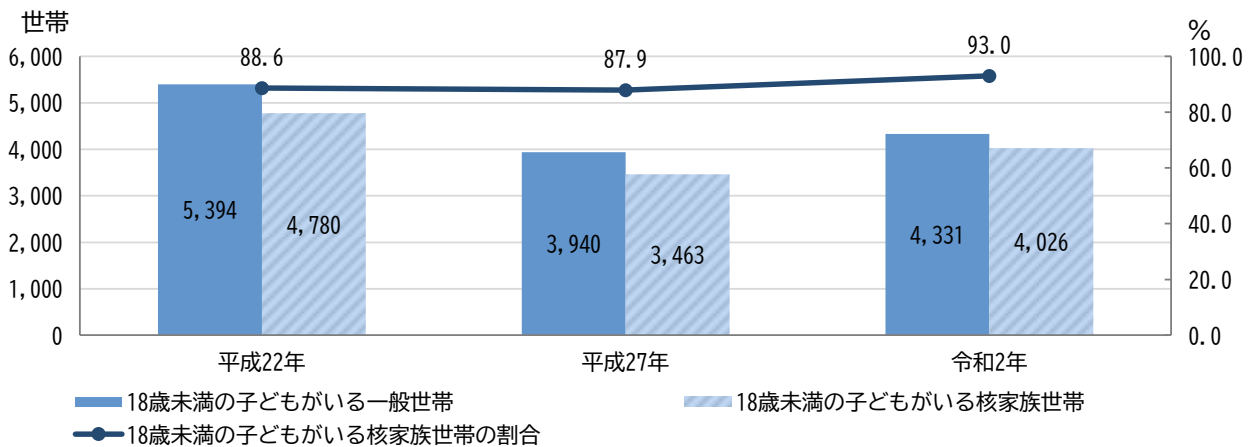
合計特殊出生率の推移をみると、概ね減少傾向にありますが、令和5年は増加し 1.09 となっています。過去 10 年間いずれも全国を下回り、東京都を上回って推移しています。



資料：人口動態統計

(3) 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

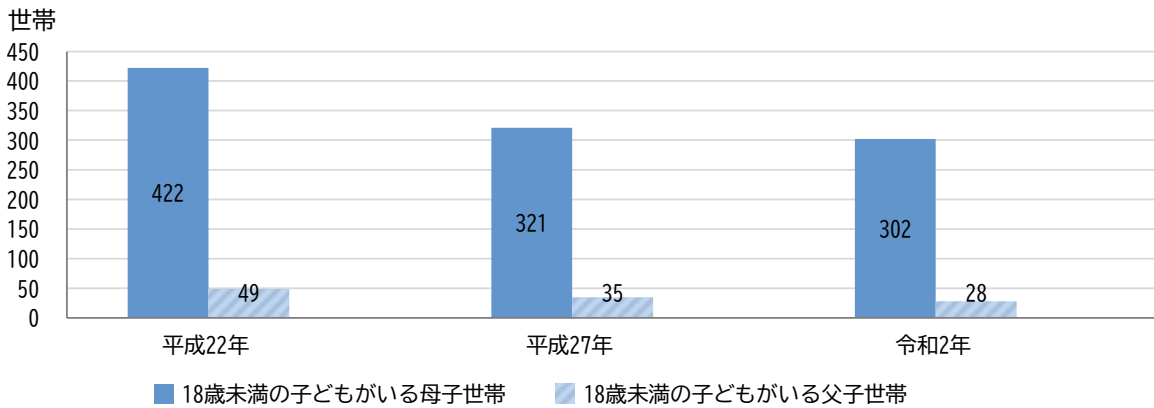
18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数、核家族世帯数いずれも平成22年と比較して減少していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年は93.0%となっています。



資料：国勢調査

(4) ひとり親家庭の推移

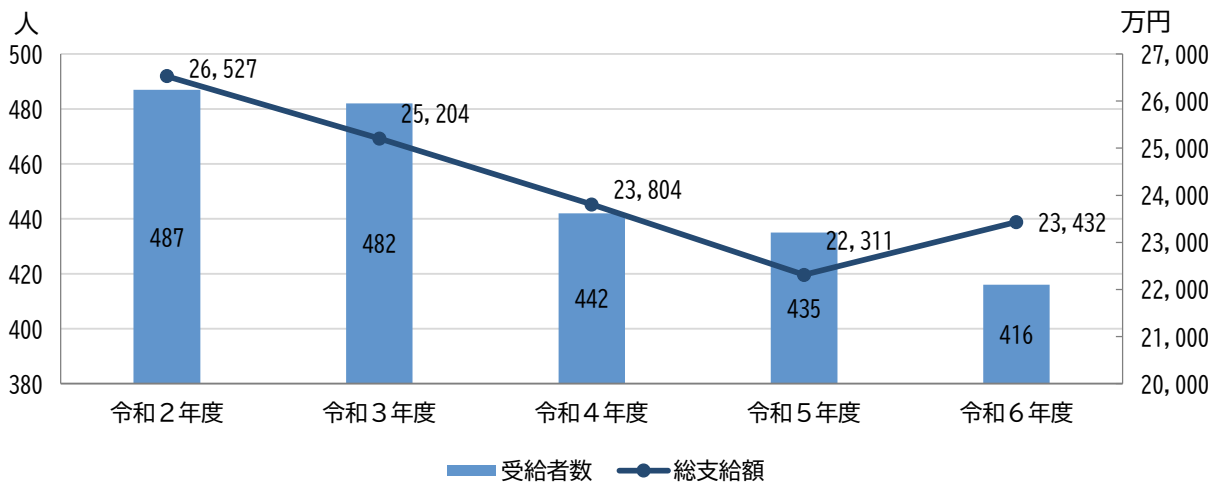
ひとり親家庭の推移をみると、母子世帯、父子世帯いずれも減少傾向にあります。



資料：国勢調査

(5) 児童扶養手当認定・支給状況の推移

児童扶養手当認定・支給状況をみると、受給者数、総支給額いずれも概ね減少傾向にありますが、令和6年度に総支給額が増加しています。

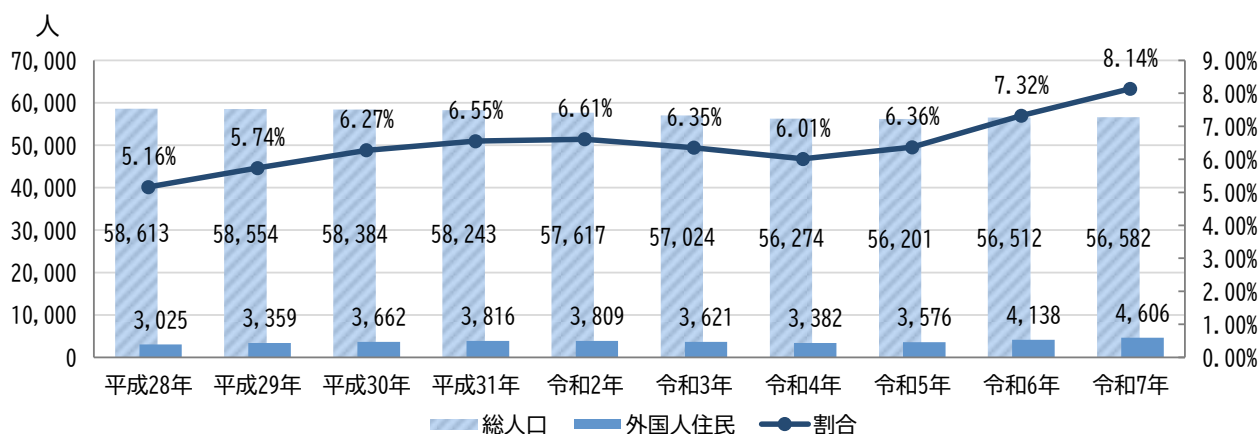


資料：福生市事務報告書(各年度)

5. 外国人住民の状況

(1) 外国人住民の推移

外国人住民の推移をみると、令和2年から4年まで一時的に減少していますが、増加傾向にあり、令和7年時点で4,606人、総人口の8.14%となっています。



資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

(2) 国籍・地域別外国人住民

外国人住民を国籍・地域別にみると、ベトナムが1,227人と最も多く、次いでネパールが802人、中国が475人となっています。

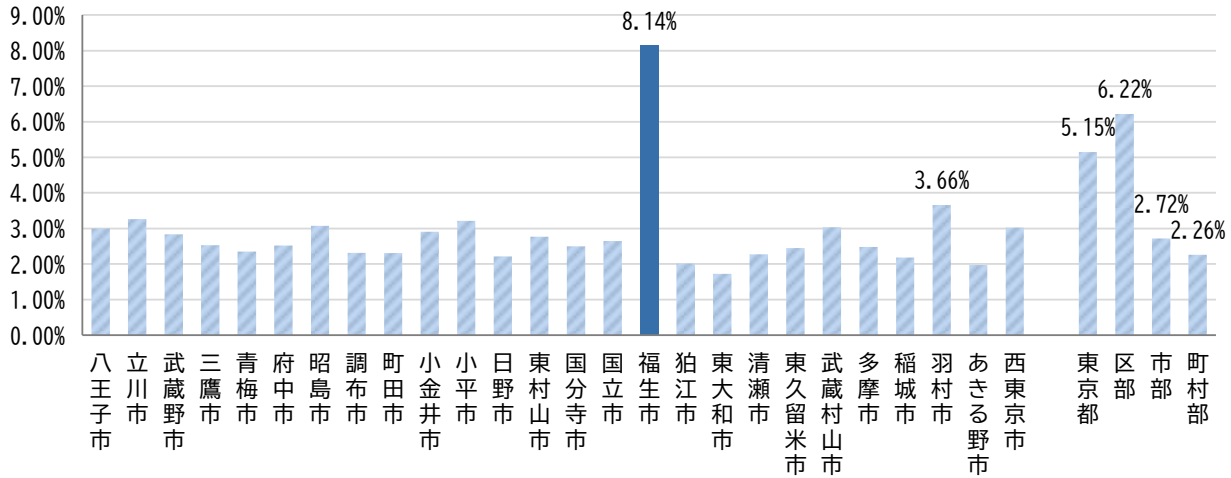
また、住民数が5人以下となっている国籍・地域は37地域となっています。

国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
ベトナム	1,227	台湾	97	イラン	13
ネパール	802	パキスタン	89	マレーシア	13
中国	475	バングラデシュ	80	英国	9
フィリピン	467	ギニア	78	ウズベキスタン	9
ペルー	213	インドネシア	67	カナダ	9
ミャンマー	183	ブラジル	47	ウクライナ	7
韓国	157	モンゴル	39	ナイジェリア	7
タイ	117	スリランカ	38	ブルキナファソ	7
米国	108	ガーナ	36	ニュージーランド	7
インド	100	朝鮮	18	その他・無国籍	87
				合計	4,606

資料：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

(3) 外国人住民割合の比較

総人口に占める外国人住民の割合を市部と比較すると、本市は8.14%と最も高くなっています。また、2番目に高い羽村市の割合に対し2倍以上となっているほか、東京都や区部と比較しても高くなっています。

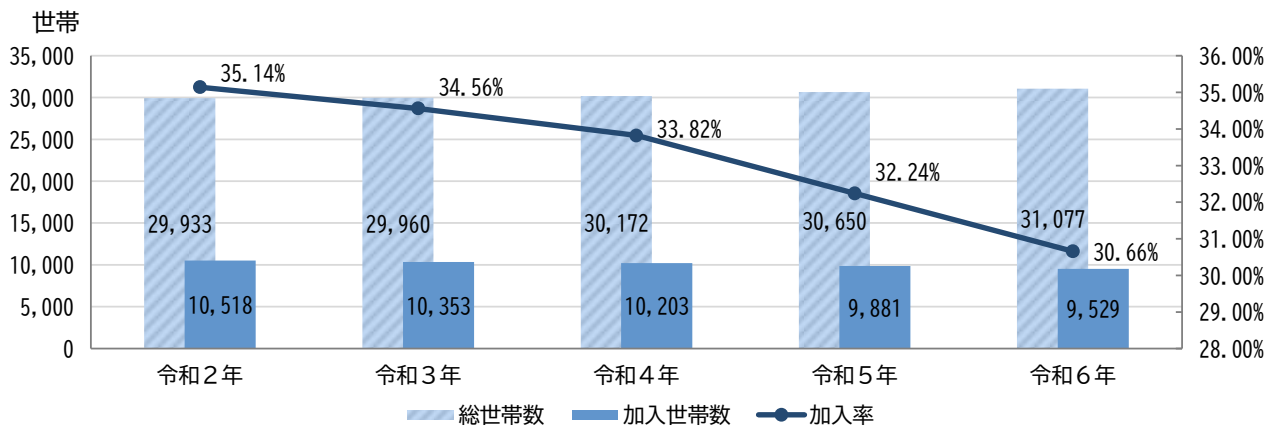


資料：住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

6. 地域活動・市民活動の状況

(1) 町会・自治会加入世帯・加入率の推移

町会・自治会加入世帯の推移をみると、世帯数が増加している一方で町会・自治会加入世帯は減少しています。加入率は令和6年時点で30.66%となっています。



資料：福生市ホームページ(各年10月現在)

(2) ボランティア・市民活動の状況

ふっさボランティア・市民活動センター登録人数は重複者を含め 6,348 人、登録団体数は 163 団体となっています。

(単位:人)

登録団体数	団体登録人数 (重複者含む)	個人登録人数 (重複者含む)	登録人数合計 (重複者含む)
163団体	5,331人	1,017人	6,348人

資料:福生市社会福祉協議会(令和7年4月1日現在)

市内の市民活動の拠点である輝き市民サポートセンターに登録している市民活動団体は 96 団体となっています。

そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が 35 団体、社会教育の推進を図る活動が 31 団体、まちづくりの推進を図る活動が 41 団体、災害救援活動が4団体、地域安全活動が 10 団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が 13 団体、国際協力の活動が9団体、子どもの健全育成を図る活動が 32 団体となっています。(重複含む)

資料:福生市事務報告書(令和6年度)

(3) NPO 法人 (特定非営利活動法人) の状況

市内に主たる事務所を置く東京都認証・内閣府認証の特定非営利活動法人は、20 団体となっています。(令和7年6月現在の認証NPO法人)

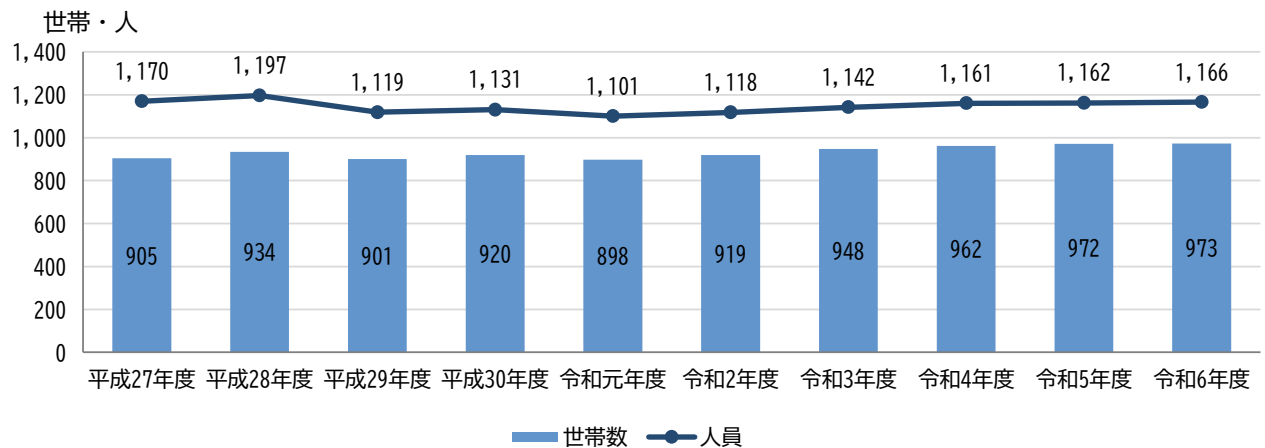
そのうち、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が 12 団体、社会教育の推進を図る活動が 8 団体、まちづくりの推進を図る活動が 6 団体、災害救援活動が 3 団体、地域安全活動が 2 団体、人権の擁護又は平和の推進を図る活動が 4 団体、国際協力の活動が 5 団体、子どもの健全育成を図る活動が 11 団体となっています。(重複含む)

資料:東京都NPO法人ポータルサイト

7. 生活保護の状況

(1) 被保護人員及び被保護世帯の推移

被保護人員及び被保護世帯の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度以降は増加傾向にあります。令和6年度時点で被保護人員が1,166人、被保護世帯が973世帯となっています。



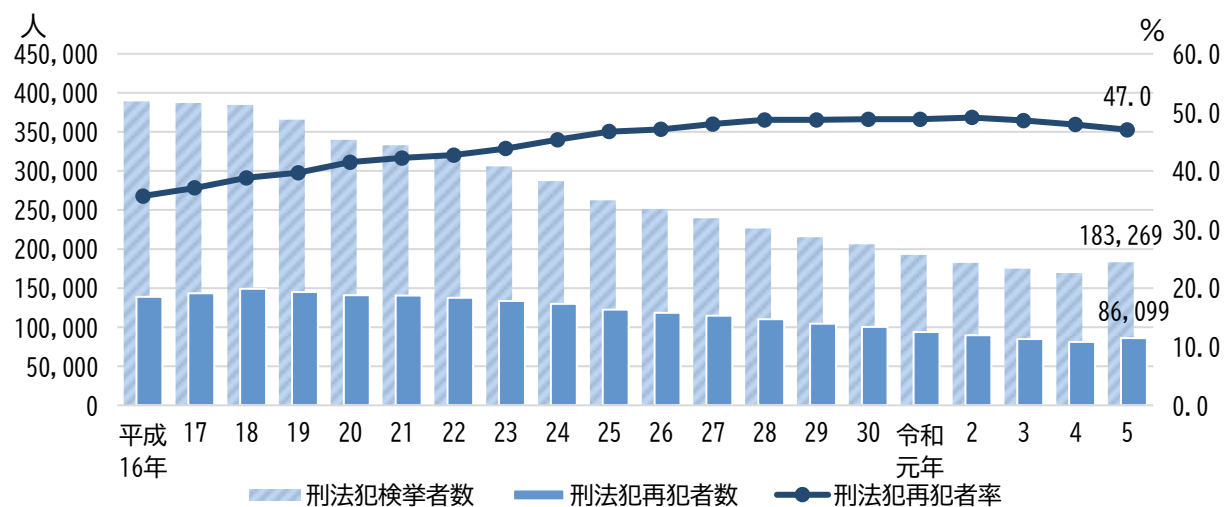
資料：福生市事務報告書（各年度）

8. 再犯率の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年から令和4年まで、毎年減少していますが、令和5年は17年ぶりに増加し、86,099人となっています。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じ、令和5年は47.0%となっています。



資料：令和6年版再犯防止推進白書（法務省）

9. 策定に関する課題

第5期地域福祉活動計画の取組の評価と課題、統計データ、住民懇談会、令和6年度に福生市が実施した基礎調査結果をもとに策定に関する課題をまとめました。

課題1 地域のつながりの希薄化

- 福生市への愛着は、いずれの年齢も「ある程度ある」が最も多くなっています。年齢層が上がるほど「大いにある」の割合が増加する傾向にあります。【市民調査より】
- どのような近所(徒歩5分程度の範囲)での付き合いをしているかについて、年齢別にみると、いずれも「あいさつや、さしさわりのない話を交わす程度」が最も多くなっています。また、年齢層が上がるほど近所との付き合いが親密になる傾向にあります。【市民調査より】
- 孤独であると感じることがあるかについて、年齢別にみると、40歳代では、「しばしばある・常にある」が8.0%と他の年齢に比べてやや高くなっています。また、18～29歳、50歳代では、「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」の合計が4割弱となっています。【市民調査より】
- 町会や地域活動に若い人の参加がない、世代間交流ができていない。子どもが遊ぶ場所が必要。【住民懇談会より】
- 子どもに声をかけても、不審者と扱われてしまう。【住民懇談会より】

町会・自治会の加入率の低下や、若い世代において近所付き合いが希薄な傾向があるなど、地縁による地域のつながりの希薄化がうかがえます。

一方で、地域への愛着は世代を問わず比較的高くなっています。孤独感を感じている市民もいることから、各自が興味のあるテーマを通じて交流や体験活動、居場所への参加を行うなど、一人ひとりが孤立しないような環境づくりが重要となります。

課題2 福祉活動に関わる人材育成

- 「地域活動団体」「NPO・ボランティア団体」において、活動を行う上で困っていることについて、「リーダーの育成・メンバーの人材確保」が62.9%と最も多くなっています。【団体調査より】
- 地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについて、全体では「取り組んだことはない」が42.5%と最も多く、次いで「やりたい気持ちはあるが、取り組んだことはない」が19.5%、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が17.1%となっています。【市民調査より】
- 地域活動やボランティア活動に参加しようとする際、どのような点を重視するかについて、全体では「身近なところで活動できる」が53.8%と最も多く、次いで「活動時間や曜日が自由」が44.0%、「活動情報の提供がある」が25.3%となっています。【市民調査より】
- 地域活動者の高齢化が進み、後継者がいない。ボランティアをする人が減っている。【住民懇談会より】

福祉や地域の取組はさまざまなものがありますが、地域活動に「取り組んだことはない」市民の割合が高くなっています。地域活動や団体活動において、担い手の不足や高齢化がうかがえます。

一方で地域活動やボランティア活動へ意欲のある市民が一定数いることがうかがえることから、活動情報の効果的な周知や、団体相互の連携による活動のPRなど、意欲のある市民が参加につながるような情報発信が必要です。

課題3 支援の必要な人の増加

- 高齢者のみの世帯、要介護・要支援認定者、知的・精神障害者など、継続的な見守りや支援が必要な人や世帯が増加傾向にあります。【統計データ】
- ごみ捨てのマナーが悪い。特に外国人住民などには、ルールがうまく伝わっていないのではないかと。【住民懇談会より】
- 独居高齢者の住宅や空き家などの環境が悪化している。【住民懇談会より】
- 買い物が思うように行けない高齢者。買い物の手助けをする人がいない。買い物のための移動手段が必要。【住民懇談会より】

生活上のルールに関する情報がうまく伝わっていないことや、高齢で身の回りのことがむずかしいなど、地域に住むさまざまな人の事情により、身近な地域の生活環境が悪化している状況にあることがうかがえます。

日常生活におけるちょっとした手助けなどについて、地域住民や地域活動団体、NPO・ボランティア団体などとの協力のもと、支え合える仕組みを検討する必要があります。

また、今後も引き続き、支援が必要な人の増加が見込まれることから、必要な人に適切な福祉サービスが行き渡るよう、各種サービスの利用援助や事業の充実に努める必要があります。

課題4 地域課題の複雑化

- 生活上の困りごとがある人のうち、困りごとの内容について年齢別にみると、18～64歳では「生活費など経済的問題」が最も多くなっています。65歳以上では「自分の健康のこと」が最も多くなっています。【市民調査より】
- 困りごとがある人のうち、どこかに相談しているかについて、全体では「していない」が58.9%、「している」が34.2%となっています。相談をしていない理由について、全体では「相談しても解決が期待できない」が45.7%と最も多く、次いで「相談するほどの内容ではない」が29.0%、「どこに相談していいかわからない」が27.8%となっています。【市民調査より】
- 活動、事業を通じて見える地域の状況として、「老々介護」、「孤立世帯」がともに43.9%、「ごみ屋敷」に関するものが34.1%、「ひきこもり」に関するものが30.5%となっています。【団体調査より】
- 上記のような世帯に対して支援活動を行っている団体が課題に感じることで、「支援を拒否される」が38.0%と最も多く、次いで「他の相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない」が36.0%、「連携して支援を行うにあたって、各相談支援機関などの明確な役割分担ができていない」が34.0%となっています。【団体調査より】
- 独居高齢者が多く地域での見守りが必要。【住民懇談会より】

個人や世帯単位でさまざまな課題を抱え、支援を必要としているケースが増えており、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどもあります。問題が複雑化する前の早い段階で適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

引き続き支援が必要な人が相談しやすい環境づくりに取り組むことはもちろん、相談に来られない人に対するアウトリーチや、解決がむずかしい複雑な生活課題に対して関係機関と連携しながら支援に取り組むための体制強化が必要です。

課題5 関係機関・団体との連携

- 「地域共生社会」を実現するために必要だと思う取組として、「学校や社会における福祉教育を充実させる」が最も多く、「困っている人の実態把握や情報収集に力を入れる」が次いで多くなっています。【市民調査より】
- 地域共生社会の実現に向けて団体・事業者として貢献したいと思うこととして、「地域の交流の場や居場所づくり」が最も多く、「支援を必要とする人を判断し、適切な相談や支援につなぐ」が2番目に、「支援を必要とする人への情報提供」が3番目に多くなっています。【団体調査より】
- 地域の情報が無い。見守りが必要な人の情報などが共有できていない。【住民懇談会より】
- 学校行事やPTAと地域活動が連携して行えると良い。【住民懇談会より】

多様化する地域のニーズや困りごとへの対応、また交流が盛んで相互に支え合い、助け合える地域共生社会の実現に向けては、地域におけるさまざまな主体がその役割を果たし、相互に得意分野を生かしながら連携することが重要です。

地域における「ハブ」として、地域住民、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、企業、行政など多様な主体をつなぐ役割の強化に取り組む必要があります。

小地域福祉地区連絡会の様子



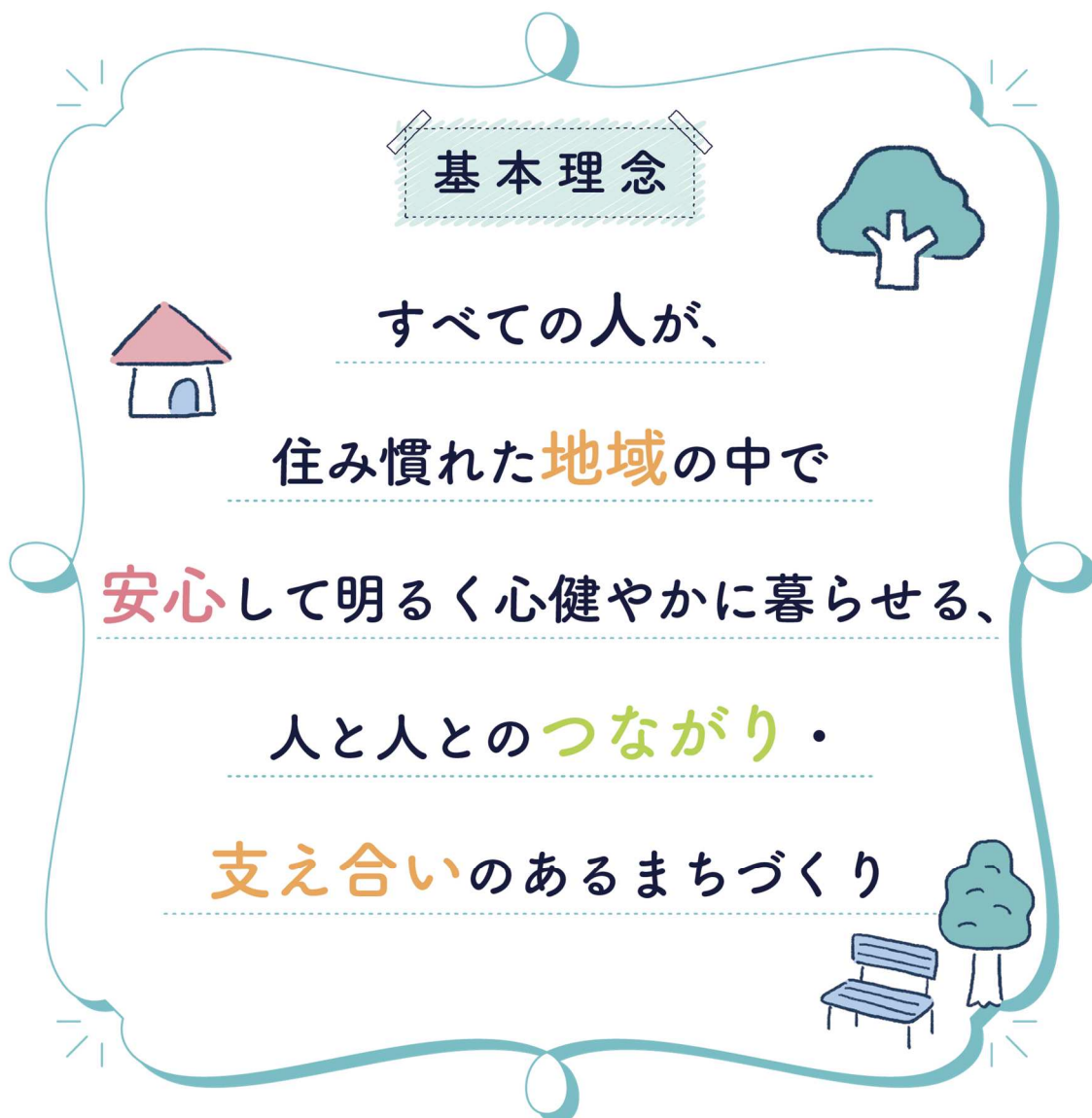
第3章 計画がめざすもの

1. 基本理念

第5期福生市地域福祉活動計画では、計画の基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」と定め、地域福祉の推進に努めてきました。

この理念には、従来の地域福祉活動などの関係者や社会福祉法人に加えて、各種団体などとの協力関係のもとで全市的に新たな地域福祉活動などを推進していく思いを込めています。

今後も引き続き、地域共生社会の実現をめざして、地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要であることから、本計画の基本理念は第5期計画を継承し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。



「地域共生社会」とは

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域のいろんな人や団体が役割を持ち、協力しながら、すべての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことです。

■地域共生社会のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

この地域共生社会の実現をめざして、「包括的な支援体制」を整備することが市町村に求められています。

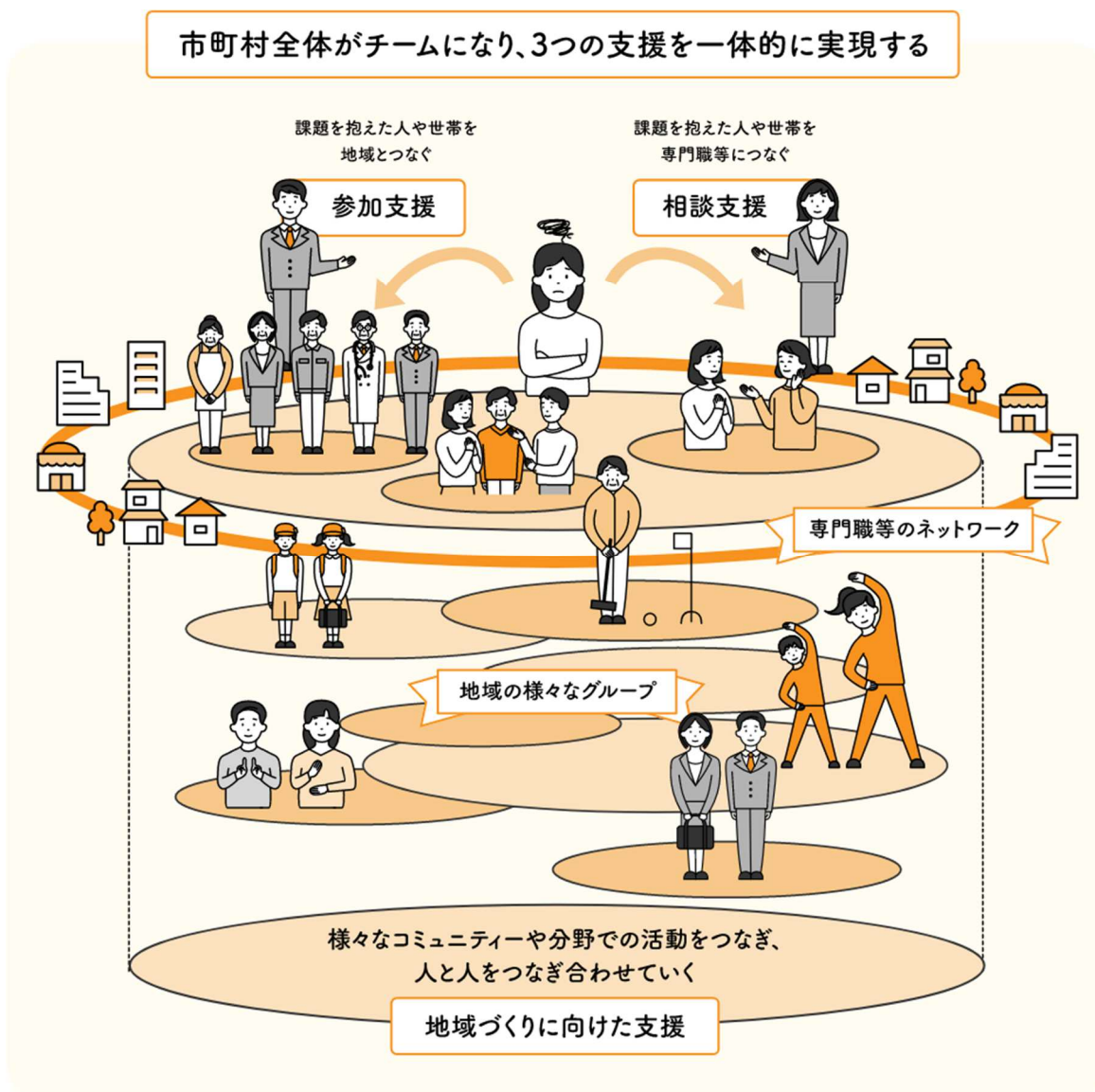
包括的な支援体制とは、地域の住民同士が日常的なつながりを持ち、生活課題を抱えても、行政への相談につながったり、誰かが寄り添うことで深刻化を防ぐといった地域の体制や、支援機関が連携しながら、課題を抱える人を見つけたり、寄り添った支援を行うことができる体制が組み合わさり、連携しながら支え合う体制のことです。

本市では、この包括的支援体制の構築をめざし、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

福生市社協では、市からの委託を受け、地域福祉コーディネーターを中心に、参加支援や地域づくりを実施しています。

また、アウトリーチ活動を通じた継続的な支援や、多機関の連携による包括的な支援にも取り組んでいます。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

2. 基本目標

基本目標1 地域の支え合い・担い手づくり

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、担い手としてできることに取り組むことが重要です。

支え合いの意識を育み、同じ地域に住む住民同士が互いに声をかけ合い、孤立を防ぐとともに、日常的な見守りや支え合い、助け合い活動を行うことができるよう、福祉に関する啓発活動や、小地域福祉活動をはじめとする顔見知りの関係になれる場づくり、ボランティア活動への支援を行います。



基本目標2 安心して住み続けられる地域づくり

高齢者単身世帯や要介護認定者、障害者手帳登録者など、日常的な見守りや支援が必要な人の増加が見込まれる中、一人ひとりが安心して地域で生活できるよう、サービスを安心して受けられる体制づくりに取り組みます。

また、大規模災害をはじめとする、生活上の脅威や不安に対し、地域全体で備え、助け合うことができるよう、いざというときに備える地域の体制づくりに取り組みます。



基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

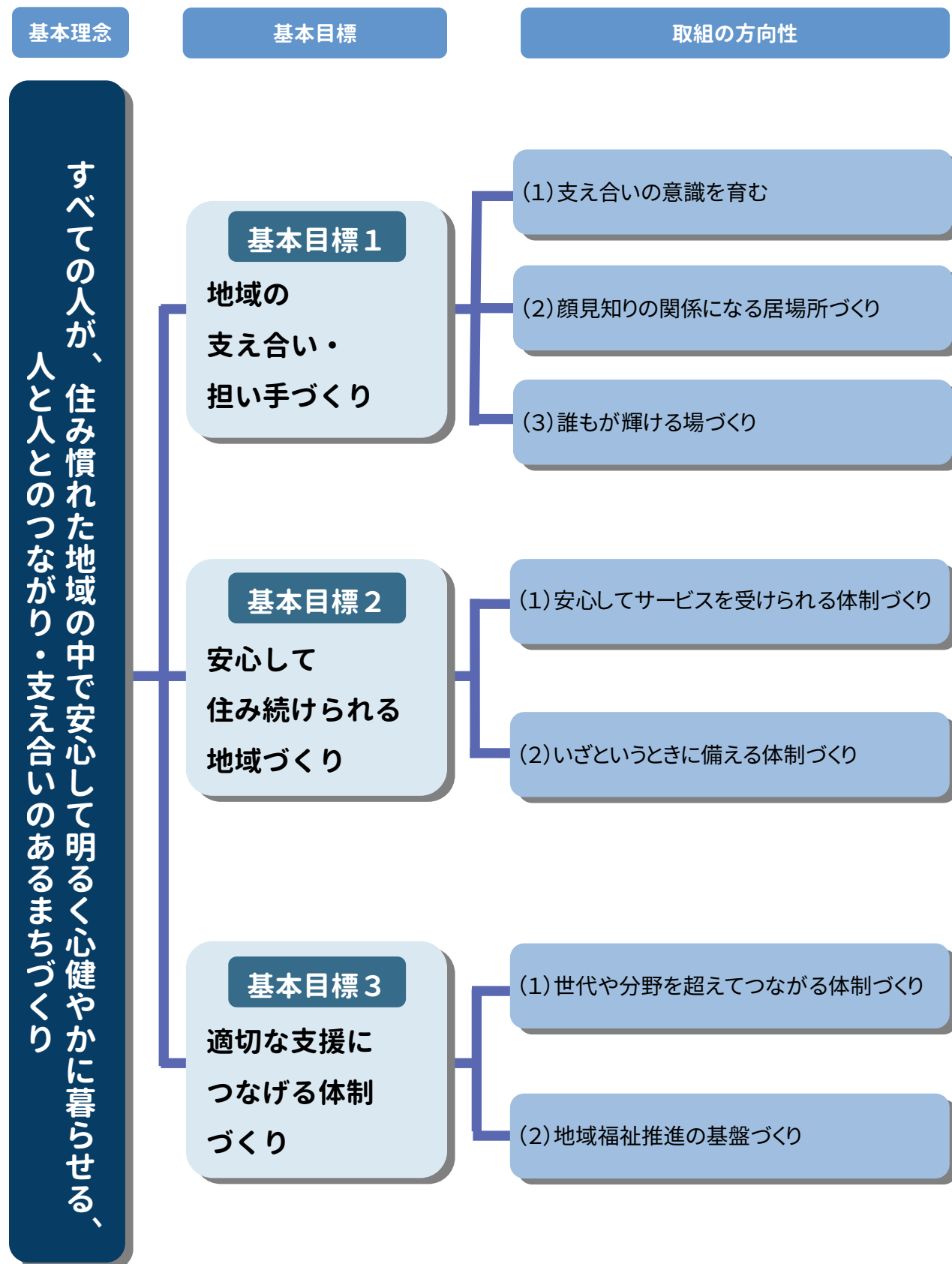
日常的な支援や見守りの必要な市民が増加し、世帯規模の縮小が進む中、個人や家庭の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。

適切な支援につながるよう、相談支援の充実に取り組むとともに、複雑化・複合化する課題に対し、行政をはじめ町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア活動団体など、地域のさまざまな関係団体などが強みを生かして柔軟な対応を行うことができるよう、属性や分野を超えた連携体制の強化に取り組みます。

また、情報提供体制や、広報活動の充実など、地域福祉推進の基盤となる取組を推進します。



3. 施策体系



第4章 計画の内容

基本目標

1

地域の支え合い・担い手づくり

▶▶関連する SDGs



取組の方向性 (1) 支え合いの意識を育む

地域で支え合うためには、一人ひとりが地域に住むさまざまな人について、お互いのことを知り、尊重する意識を持つことが重要です。地域や福生市社協の活動を知ってもらうためのきっかけづくりや、地域や福祉のことについて学ぶことができる機会をもつことで、身近な地域で支え合う意識を育みます。

懇談会での意見

ごみ出しのルールを守れていない家庭があるね。声かけや手紙などでわかってもらう工夫が必要だね。

支え合うと言っても地域の情報がないわ。どんな人が住んでいるかわからないとむずかしいね。

子どもの登下校の見守りを地域の高齢の方にしてもらえると顔の見えるつながりになるんじゃないかな。

知る機会が欲しいよね。困った時の情報勉強会などがあるといいね。



地域にできること

住民や団体

- 地域の人を抱えるさまざまな課題や取組について知るために、講座や講演会などに参加する。
- 認知症、障害のある人や、外国の文化や習慣への理解を深めたり、「やさしい日本語」について学ぶ。
- 幅広い世代と一緒に活動を推進する。

事業者や専門機関

- 幅広い世代に向け、自分たちの活動の情報を発信する。
- 認知症、障害のある人や、外国の文化や習慣への理解を深めたり、「やさしい日本語」について学ぶ。
- 地域の状況や特性を知り、新たな活動の機会について検討する。

めざすこと

福生市に愛着を持っている人を増やそう！



福生市社協が取り組むこと

① 広報・福祉啓発活動の充実

- 福生市社協の取組をもっと多くの人に知ってもらえるよう取り組みます。また、広報誌やホームページ、SNS などを使って、子どもから高齢の方まで、誰にでもわかりやすく伝わるように工夫して情報を発信します。言葉の使い方や見せ方も、見る人に合わせてやさしく、親しみやすくします。
- ふくふくまつりや福祉バザーなどのイベントをとおして、福祉にふれるきっかけを増やします。また、ボランティアや市民活動に関心を持ってもらえるよう、広報誌やホームページを充実させ、活動する人同士がつながれる仕組みも考えます。

② 地域における市民学習（福祉）の推進

- 地域の人たちが福祉について自然にふれられるように、学校や企業、ボランティアの方々と協力して、体験活動や学びの場を広げます。みんなで力を合わせて、やさしさや支え合いの大切さを感じられる機会をつくります。
- 国籍や文化の違いがあっても、安心して暮らせる地域をめざして、日本語学校などと協力しながら、情報交換やイベントを行います。いろんな人がつながり、助け合えるあたたかい地域づくりを応援します。

成果目標

No	指標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 12 年度)
1	多文化共生に関する啓発イベントの開催回数	—	年3回以上開催
2	学校・企業・ボランティアの協力による福祉体験活動の実施回数	12 回	20 回

コラム

ポストに届く「社協広報」、開いてみてください

ポストに届く「社協広報」、ご覧になっていますか？

中には、子育てイベントや地域の助け合い活動など、あなたやご近所の方の暮らしに役立つ情報が載っています。私たちは、すべてのご家庭に届く広報誌と、スマホで気軽に見られるホームページや SNS で、地域とあなたをつなぐ「きっかけ」をお届けしています。

まずは、広報誌を少し開いてみる、SNS をそっとフォローしてみる。その小さな一歩が、もっと住みやすい福生市をつくる力になります。

あなたの「アクション!」、ここから始めませんか？

あなたの「何かしたい」を応援します。

「地域のために何かしてみたい」「新しいことを始めたい」。でも、何から始めればいいのかわからない…そのように感じていませんか？その「最初の一步」を応援するのが、ふっさボランティア・市民活動センターです。私たちは、情報紙『アクション!』や YouTube チャンネルで、福生市で活動するさまざまな団体や人々の様子を紹介しています。きっと、あなたの「やってみたい」が見つかるはずです。さあ、一緒に「アクション!」を起こしましょう。



取組の方向性 (2) 顔見知りの関係になる居場所づくり

地域に住むさまざまな人が孤立しないよう、それぞれがゆるやかなつながりを持ち、顔見知りの関係になることが重要です。町会・自治会や小地域福祉活動など、身近な住民同士の見守り・交流活動に取り組むことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行います。



懇談会での意見

若い人と交流したいな。
学校やPTA、青少年育成活動と
連携できるといいよね。

町会や自治会の良さ、
メリットを伝えていきたいな。

Youtube など、若い世代と協力
しながら情報発信ができれば
いいよね。



町会長の会合で
町会会員との意見交換を
してもらえるといいな。



地域にできること

住民や団体

- 町会・自治会活動などを幅広い世代にPRする。
- 小地域福祉活動などに参加して、地域の状況を知る。
- サロンなど、地域のさまざまな居場所を知り、共有する。
- 気軽に参加しやすい場をつくる。
- 悩みや困りごとを抱えている人や孤立しがちな人を理解し、受け入れる。

事業者や専門機関

- 幅広い世代に関わるテーマで交流の場をつくる。
- 地域の支え合い、助け合いの仕組みを、人材や技術、資金面などで支援する。
- 悩みや困りごとを抱えている人がいたときは、できる範囲で受け入れる。
- 自分たちの活動とさまざまな地域の活動で連携できることを検討する。



めざすこと

近所の人とあいさつできる関係になろう！



福生市社協が取り組むこと

①小地域福祉活動リーダー及びボランティアの育成

- 地域の福祉活動がもっと楽しく、続けやすくなるように、運営の工夫や困りごとについて学べる交流会や研修、ボランティアのはじめ方を知る講座などを行います。

②小地域福祉活動の基盤強化への支援

- 地域の福祉活動が安心して続けられるように、事業の計画づくりや予算の申請をサポートし、活動が広がるようにお手伝いをします。

成果目標

No	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1	小地域福祉活動の参加人数	3,035人	3,200人
2	ふれあい・いきいきサロンの開催数を維持	261回	現状維持

コラム

地域をつむぐ やさしい手しごと



「小地域福祉地区」と聞くと少し難しく感じるかもしれませんが、簡単に言えば、町内会や自治会を母体にした地域の福祉活動のことです。ご近所同士が集まり、高齢者の見守りや子育て支援、交流イベントなど、地域の課題に合わせた取組を行っています。

先日訪れた地区では、手芸やおしゃべりを楽しむ「サロン」が開かれ、ボランティアの皆様が温かく迎えていました。「最初は不安だったけれど、笑顔を見ると来てよかったと思える」「ただ『元気?』と声をかけるだけでもつながりを感じられる」と語る声が印象的でした。こうした日々の積み重ねが、地域福祉の力となっています。

「一人じゃない」と感じられる場が、ここにはあります！

取組の方向性 (3) 誰もが輝ける場づくり

誰もがその人らしく地域の中で活躍できるよう、活動の場やきっかけづくりが重要です。多様なライフスタイルや価値観に応じて、その人に合った関わり方ができるよう、ボランティア・市民活動などを活発にします。また、既に活動している人や団体同士が交流や情報交換を行うことで、より良い活動につながるようになります。

懇談会での意見

買い物の手助けを
近所の人同士で
できるといいよね。

地域活動をするスタッフが
いなくて困っているんだよね。

ボランティアをする人が
減っているので、
自分が活動する姿を見て、
やってみたいと思う人が
増えたらいいな。



地域にできること

住民や団体

- 幅広い世代が参加しやすい雰囲気づくりや、体験機会など、受け入れのための工夫をする。
- 一緒に活動をする人を増やすために、情報発信や活動周知のためのイベント参加に取り組む。
- さまざまな団体との関わりを持ち、情報交換や研修などをおして新たにやってみたいことやできることを検討する。

事業者や専門機関

- 無償のボランティア活動だけではなく、有償の活動も検討する。
- さまざまな団体との関わりをもち、情報交換や研修などをおして新たにやってみたいことやできることを検討する。



めざすこと

地域活動やボランティア活動に
取り組んでみよう！



福生市社協が取り組むこと

① ボランティア育成支援プログラムの充実

- 地域の様子や皆様の関心に合わせて、ボランティアや福祉について楽しく学べる講座や体験の場をつくります。はじめての方でも参加しやすいように、協力してくれる施設・団体と一緒に、安心して取り組める環境を整えます。

② ボランティアグループ・当事者団体との連携・活動支援

- 子育て、障害など、同じ立場の人が安心して集まり、話したり支え合える場づくりを応援します。ボランティアや団体の活動も、講座や情報交換を通じてサポートします。
- 老人クラブの自立した活動や、認知症カフェなどの取組を支えながら、地域でいきいきと過ごせる環境づくりを進めます。

③ ボランティア・市民活動センターの基盤強化

- 地域の声を聴きながらボランティアや市民活動の相談に応じ、困りごとを早めに見つけて関係団体と協力して支えます。活動の魅力を伝え、誰もが気軽に参加できる交流の場をつくります。

成果目標

No	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1	夏の体験ボランティアの参加人数	131人	200人
2	パートナーシップ事業として連携する団体数	12団体	年間 20団体以上

コラム

「やってみよう！」が未来を変えるー夏体験ボランティアのススメ

ボランティア・市民活動センターでは地域の支え合い・担い手づくりとして夏体験ボランティアを実施しています。ボランティア体験をすることで地域とのつながり・貢献を体験できるボランティア育成支援プログラムです。



どんな事業なの？

夏休みの期間を利用して、福祉施設や保育園、環境保全の現場で「人のために動く」経験ができます。1日だけの参加も、連続しての参加も自由。自分のペースで関われるのが魅力です。

なんのためにやってるの？

この事業の目的はズバリ「気づき」と「つながり」を生むこと。

「自分の知らない世界にふれることで、視野が広がる」、「誰かの役に立つことで、自分の存在価値を感じられる」、「地域の人と関わることで、社会とのつながりを実感できる」などの効果を期待しています。つまり、「ちょっとした勇気」が「大きな成長」につながるんです。

ボランティア育成支援プログラムをとおして、地域全体が少しずつ、でも確実に元気になっていくーそんな未来を描いています。

基本目標

2

安心して住み続けられる地域づくり

▶▶関連する SDGs



取組の方向性 (1) 安心してサービスを受けられる体制づくり

困りごとがあっても必要な支援・サービスを受けながら、安心して地域で暮らせることが重要です。高齢者や認知症、障害者、子育て家庭への理解を深め、ちょっとした困りごとを支え合う活動に取り組むほか、相談などを通じて、適切な福祉サービスにつなげます。

懇談会での意見

買い物に行けない人に、何かできるといいね。

歩行中の障害者を大切にしてほしいな。

移動手段がなくて困るよね。何かいい方法はないかしら。

高齢者の見守りをしたいな。ポストの中がいっぱいになっていないか見ているよ。

地域にできること

住民や団体

- 成年後見制度や遺言など、自分や家族の権利を守る方法について知る。
- 認知症や障害などへの理解を深める。
- 契約や手続きなどに不安がある人がいたら、地域包括支援センターや成年後見センターに伝える。

事業者や専門機関

- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)などについて理解する。
- 契約や手続きなどに不安がある人がいたら、地域包括支援センターや成年後見センターと連携して支援する。
- 高齢者でも、認知症や障害があっても地域で活躍できる環境や場をつくる。



めざすこと 必要な福祉サービスの情報をしっかり入手しよう！



福生市社協が取り組むこと

①福祉サービス利用援助と成年後見制度の利用促進

- 認知症や障害などで判断がむずかしい方が安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用を助ける仕組みや支援員の体制を整えます。
- 判断がむずかしい方の代わりに手続きを行う「成年後見制度」について、制度の紹介や利用のサポートを行い、必要な方に届くよう広報活動を進めます。

②子育てしやすい地域づくり

- 働く保護者の子どもが安心して過ごせる場づくりや、子育て中の親子が気軽に集まれる場所を整え、地域みんなで子どもの成長を見守ります。「おもちゃの図書館」も、誰もが楽しく使える場所になるよう応援します。
- 子育てなどで困っている家庭を地域で支えられるよう、協力してくれる方への講習や交流の場をつくり、安心して活動できる仕組みを広げます。

成果目標

No	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1	小地域福祉活動にて成年後見センターの周知と権利擁護に関する啓発を行う地区数	4地区	全地区
2	おもちゃの図書館の利用人数	203人	240人

コラム

「成年後見制度」ってなあに？

成年後見制度とは、判断能力が不十分になった方を法的に守り、支える仕組みです。

例えば…

- 悪質な訪問販売の契約から財産を守ります。
- 介護や医療サービスの手続きを代行します。



**福生市では、福生市社会福祉協議会が委託を受け、
成年後見センター福生として皆様をサポートします！**

成年後見センター福生では「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」や「ふくし総合相談」の窓口も担っています。まずはお気軽にご相談ください！

取組の方向性 (2) いざというときに備える体制づくり

各地で異常気象や地震などによる自然災害が多く発生しており、いざというときに備え、地域で支え合える関係づくりが重要です。平時からの訓練や備蓄に一人ひとりが取り組むとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害の時に特に配慮が必要な人を地域で支えるため、さまざまな機関が連携して取り組みます。



懇談会での意見

空き巣が増えているよね。
地域で不審者情報を
共有するといいいんじゃないかな。

詐欺被害などに遭わないように
住人同士で協力したいね。

水害のリスクにも備える
必要があるよね。



地域にできること

住民や団体

- 地域で開催される防災訓練、防災イベントや講座などに参加する。
- 災害ボランティアセンターや災害ボランティアなどについて知る。
- 災害時要援護者や避難行動要支援者について、発災時の安否確認方法や支援体制について確認する。
- 普段どおりの活動ができない時期があってもできる範囲でつながりをもちつづける。

事業者や専門機関

- 地域で開催される防災訓練に参加する。
- 災害時要援護者や避難行動要支援者について、発災時の安否確認方法や支援体制について確認する。
- 防災をテーマにした講座やイベントなどを開催し、ともに考える場をつくる。
- いざというときに地域での支え合い活動に生かせるものはないか、検討する。



めざすこと

災害時に助け合える関係をつくろう！



福生市社協が取り組むこと

①災害時における要配慮者への支援

- 避難がむずかしい方を地域みんなで支えられるよう、住民や専門職と協力して、災害時の支援方法を広めます。
- 関係機関との連携を通じて、避難時の安否確認や対応がスムーズにできるよう、体制を整えます。

②災害ボランティアに関する啓発と育成

- 災害時に活躍するボランティアや支援の調整役となる人を育成して、事前に備えるとともに、地域の人たちにその活動を知ってもらえるよう広めます。

③災害ボランティア体制整備の支援

- 災害が起きたときにすぐ動けるよう、市民や関係機関と協力してボランティアセンターの立ち上げ訓練を行い、福生市とのつながりを深めます。

④災害時の福生市社協体制の強化

- 地震や感染症などの非常時でも福祉の支援が止まらないよう、職員で計画を話し合い、マニュアルの見直しや優先すべき活動を整理します。
- 避難や安否確認の練習など、地域の人と協力して行き、助け合える体制を整えます。

成果目標

No	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1	防災意識が高まる啓発活動の回数(イベント、広報など)	2回	6回
2	災害ボランティアの登録人数	10人	50人

コラム

みんなでつくる、安心のまち

最近、福生市内で防災講座や防災まち歩きに参加する機会が増えています。災害時にどう動くか、どこへ避難するか、そんな疑問に答えるため、福生市社協では地域住民とともに備えの活動を進めています。

講座では「近所の一人暮らしの方や子育て中の方に声をかけたい」との声があり、まち歩きでは「普段の道でも危険箇所が見えてきた」との気づきがありました。

備えは日常の中にあります。ハザードマップの確認、非常持ち出し袋の準備、そして地域のつながりを大切にすること。それが、安心して暮らせるまちづくりにつながります。



資料:福生市

基本目標
3

適切な支援につなげる体制づくり

▶▶関連する SDGs



取組の方向性 (1) 世代や分野を超えてつながる体制づくり

悩みや困りごとを抱えている人が安心して相談でき、適切な支援につながるのが重要です。身近な人の困っている様子に気づいたときは、適切な相談先や支援機関などにつなげるよう、一人ひとりが意識して取り組むとともに、地域の課題を受け止め、解決につなげるよう、福生市社協が中心となって地域の支援者、行政、専門機関など、それぞれの強みを生かしたネットワークづくりに取り組みます。

懇談会での意見

町会をやめた方に、今後もできるだけ声を掛けられるよう活動していきたいな。

高齢者の方が家から出てこなくて心配なんだよね。
地域包括支援センターに伝えて協力してもらおうことが大事だね。

生活に困っている家庭があるみたいだよ。



地域にできること

住民や団体

- 悩みや困りごとを抱え、生きづらさを感じている人が地域にいることを理解する。
- 福生市社協や地域の支援者、行政、専門機関など、さまざまな相談窓口や制度について普段から知り、共有する。
- 心配な様子の人に気づいたら、声かけをしたり、福生市社協や地域の支援者、行政、専門機関などに相談する。
- 他のサロンや町会・自治会、ボランティア団体、企業などの活動を知る機会に参加し、活動の幅を広げる。

事業者や専門機関

- 悩みや困りごとを抱え、生きづらさを感じている人が地域にいることを理解する。
- 活動をとおして心配な様子の方の存在に気づいたら、声かけをしたり、福生市社協や地域の支援者、行政、専門機関などに相談する。
- 他のボランティア団体、町会・自治会や企業などの活動を知る機会に参加し、活動の幅を広げる。

めざすこと

困ったときは相談できるようにしよう！





福生市社協が取り組むこと

①相談支援活動の充実と相談支援体制の構築

- 地域の中で身近な困りごとを見つけ、必要な支援につながるようお手伝いします。一人ひとりに合った情報をわかりやすく届け、相談しやすい環境を整えます。
- 関係機関と連携しながら、相談内容に合った支援先へつなぎます。必要に応じて一緒に訪問するなど、安心して相談できるようサポートします。
- 相談支援者やボランティアの力を高めるため、研修や学びの場を広げます。地域での健康相談や出張相談も進め、身近な場所で気軽に話せる仕組みをつくりまます。

②地域福祉関係団体・機関との連携強化

- 町会長協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉施設、ボランティア・市民活動団体などと連携し、地域における福祉の課題を共有し、解決に向けた協働を進めます。また、市内の社会福祉法人が連携して地域公益活動を推進するため、「社会福祉法人地域ネットワーク」を設立し、協働による取組を通じて市民の福祉向上を図ります。
- 同じ立場の人が悩みを聞き合うなど、地域の人たちが安心して話せる相談の場づくりを、地域と一緒に進めます。

③小地域福祉活動への支援

- 困っている人に声をかけたり、地域の特色を生かした「ふれあい・いきいきサロン」を続けられるよう応援しながら、住民同士が集まって悩みや地域の課題を話し合える場づくりを支えます。

④企業との連携

- 企業の人材やアイデアなどを地域の福祉活動に生かせるよう、イベントや交流を通じてつながりを広げます。「地域のために何かしたい」という気持ちが、自然にかたちになるような仕組みづくりを進めます。

成果目標

No	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1	小地域福祉活動での出張相談	3回	20回
2	市民活動講座の参加者数	111人	150人

コラム

「地域福祉コーディネーター」ってどんな人？ ～あなたの暮らしをそっと支える新しいサポーター～



福生市では「重層的支援体制整備事業」の中で、皆様の暮らしを支える「地域福祉コーディネーター」が活動しています。

・困りごとを抱えるあなたへ

「どこに相談したらいいかわからない」「困りごとがいくつも重なっている」といった複雑な状況の時、市役所や地域の支援機関と協力し、「あなたのためのチーム」をつくって支援を調整します。

・地域とつながりたいあなたへ

「地域で何かしたい」「人とつながりたい」と思っている方には、ボランティア活動や誰もが安心して集える「居場所」探しをお手伝いします。さらに、世代や立場をこえて交流できる居場所づくりや、地域の活動をつなぐネットワークづくりにも取り組み、地域全体で支え合える環境を整えます。

取組の方向性 (2) 地域福祉推進の基盤づくり

福生市の地域福祉の推進役として、福生市社協の強みを生かし、その活動を継続していくことができるよう、情報収集や活動資金など、基盤づくりに向けて取り組みます。



懇談会での意見

協力したいけど、
個人情報適切に扱われるよう
にしてほしいな。

会費や寄附が具体的に
何に使われているか
わかりにくいよね。

市の活動と社協の活動も
わかりにくいね。
社協の活動をもっと
アピールしてほしいよね。



地域にできること

住民や団体

- 地域の活動を「会費や寄附」で支える
「社協会員会費」や「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい運動」への協力は、地域のボランティア活動や福祉サービスを支えるための最も身近な応援です。
一つひとつの善意が、このまちの福祉活動を動かす大きな力になります。

事業者や専門機関

- 強みを生かして「地域貢献」に参加する
企業の持つ技術やノウハウ、専門職の知識、あるいは活動資金の提供など、それぞれの組織の強みを生かして地域活動を支援することは、価値ある社会貢献(CSR活動)です。
人材、技術、資金といった面で地域を支えるパートナーシップが期待されます。



めざすこと

社会福祉協議会のことを知ってもらおう！



福生市社協が取り組むこと

①地域福祉を支える安定した基盤づくり

- 日々の相談活動や地域の皆様との交流の中から、制度の狭間で困っている方の声や、まだ表面化していない課題(福祉ニーズ)を丁寧に見つけ出します。集まった情報は、市役所など関係機関とともに分析し、より良いサービスや仕組みづくりに向けた改善提案を行います。
- 地域の福祉活動を安定して続けるためには、財源の確保が不可欠です。「社協会員会費」や「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい運動」では、町会・自治会や民生委員・児童委員の皆様と協力し、地域の支え合いの心をかたちにする輪を広げます。
- 広報誌やホームページへのバナー広告掲載、オンライン寄附の仕組みの充実など、誰もが気軽に参加・協力できる多様な社会貢献の機会をつくれます。

成果目標

No	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1	福祉ニーズの把握と連携強化のためのアウトリーチを軸とした訪問等の件数	78件	150件
2	サービス活動増減差額比率(法人全体)	11.6%	12.0%

コラム

あなたの会費が、このまちの「支え合い」を育てています

「社協の会員会費って、いったい何に使われているの?」そう思われたことはありませんか?

皆様からお預かりする会費は、例えばこのような活動に使われています。

- 親子が笑顔で集い、ほっと一息つける「子育てサロン」の運営に。
- ご近所での見守りや声かけといった「小地域での福祉活動」を支えるために。
- 急な怪我や退院時、介護保険の認定前などに、一時的に必要な「車いすの貸し出し」に。
- 子どもたちの創造力を育み、交流の場となる「おもちゃの図書館」の運営に。

このように、社協の会員になることで、「日々の活動にはなかなか参加できないけれど、地域を応援したい」という温かいお気持ちを形にすることができます。

皆様お一人おひとりのご支援が、具体的な「支え合いの仕組み」となり、誰もが安心して暮らせるまちをつくるためのかけがえのない力になります。

このまちの温かい輪に、あなたも会員として参加してみませんか。

※会員会費は、税制上の優遇措置(寄附金控除)の対象となります。

詳しくはお気軽にお問い合わせください。

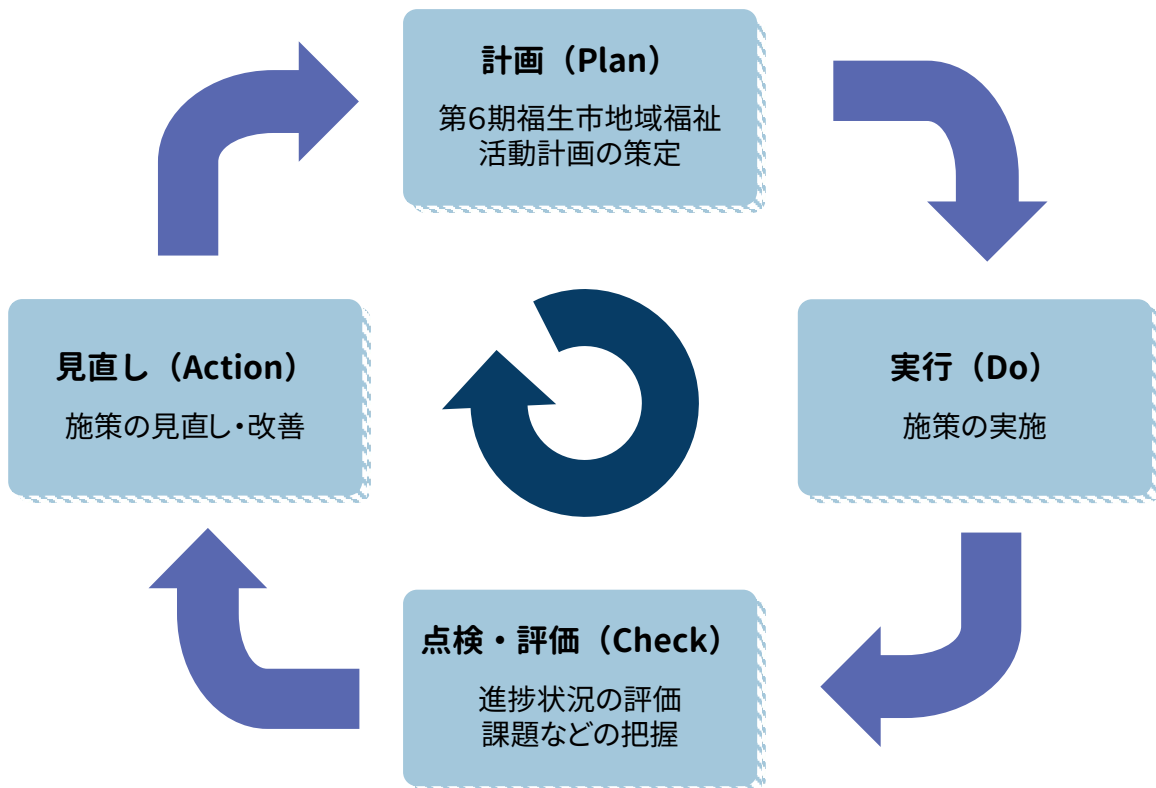


第5章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画をめざします。

地域福祉活動計画の進行管理は、福生市社協に「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、各年度の進捗状況などを評価します。また、社会状況の変化により、必要に応じて見直し、調整を行います。



參考資料

1. 用語解説

あ行

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助に出向くことができない人に対し、援助機関や援助者側が、関係機関との連携体制の構築により、支援対象者に関する情報を把握できるようにし、相談窓口で相談を待つのではなく、積極的に働きかけ必要に応じて支援を届ける取組です。

NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と呼びます。

おもちゃの図書館

おもちゃの図書館は、遊びに少し不安がある子どもや、心やからだの発達に特性のある子ども、そして人との関わりや新しい体験をゆっくり楽しみたい子どもたちが、おもちゃをとおして出会いとふれあいを広げられる場所です。障害のある子もいない子も一緒に遊べる「共生」の場であり、保護者や親同士が気軽にしゃべりできる交流の場としても親しまれています。おもちゃで遊ぶ楽しさやワクワクを感じながら、子どもたちがのびのびと成長していくことを願って運営されています。

か行

権利擁護

高齢者や障害のある人等、支援を必要とする人の権利や尊厳を守り、その人らしい生活を送ることができるよう支援することです。

合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

子育てサロン

子育てサロンは、子育てに奮闘中のお母さんや、これからママになる妊婦さんがほっとひと息つき、親子ともにリフレッシュできる場所です。子育ての悩みや出産への不安を、同じ立場の人同士で気軽に話したり、情報交換をしたりしながら、気持ちを共有できるあたたかな交流の場として親しまれています。

さ行

■ サービス活動増減差額比率(法人全体)

サービス活動増減差額÷サービス活動収益計で算出します。

本業であるサービス活動収益そのものから得られたサービス活動増減差額を示し、社会福祉法人の収益性や経営の安定性を測る基本指標。この比率が高いほど、補助金などに頼らず事業本来の力で余剰を生み出せていることを示しています。

■ 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人です。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。

■ 成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分になった方を法的に守り、支える仕組みです。裁判所で選ばれた支援者が、本人に代わって財産管理や契約手続きを行い、詐欺被害や生活のトラブルから本人の権利と生活を法的に保護します。

■ 成年後見センター

関係機関及び地域のさまざまな団体とのネットワークを活用し、判断能力が不十分な高齢者、障害者等をはじめとする市民が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援する機関のことです。

た行

■ 多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを言います。

■ 地域共生社会

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域のさまざまな人や団体が役割を持ち、協力しながら、すべての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことを指します。

■ 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

物忘れなどがある高齢者や知的・精神障害のある方など、判断能力が十分ではない、または生活に不安のある方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスに関する相談、預貯金の払い戻し等の支援や見守りを行う事業のことです。

■ 地域福祉コーディネーター

重層的支援体制整備事業の実施において中心的な役割を担う人のことです。各支援関係機関からの複合化・複雑化した相談を受け止め、必要な助言を行います。

■ 地域包括支援センター

専門三職種(社会福祉士、主任ケアマネジャー及び保健師)を置き、包括的支援事業(介護予防マネジメント、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、虐待防止等・権利擁護など)を実施し、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、福生市においては市内3か所に設置しています。

な行

■ 認知症

脳の病気や障害などさまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活あるいは社会生活に支障を来した状態のことです。代表的な種類として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があります。症状としては、認知機能障害(物忘れなど)、精神症状・行動障害(幻覚、妄想、徘徊など)、神経症状(パーキンソン症状など)などがみられます。

■ 認知症カフェ

地域で認知症の人とその家族の交流や相談の場として、または地域住民との交流の場ともなるような居場所を提供する活動のことです。

は行

■ PDCA

Plan(計画の策定)-Do(計画の実行)-Check(実施状況の確認・評価)-Action(評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行)の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方のことです。

■ ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、さまざまな生きづらさを抱えている状態の人のことです。具体的には、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態にある、支援を必要とする状態にある、本人やその家族(世帯)を指します。

■ 避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のことを指します。

■ ボランティア

社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償でボランティア活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」、「創造性」が挙げられます。

■ ボランティア・市民活動センター

誰もが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう、条件整備を行うとともに、各種講座の開催やグループ・活動の紹介、福祉制度・活動に関する情報の提供を行っており、いつでも誰でもが気軽に立ち寄れるボランティア・市民活動の拠点のことです。

ま行

■ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行います。

また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

や行

■ 要配慮者

平成 25 年（2013 年）6 月の災害対策基本法の一部改正により定められた概念で、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことを指します。

2. 福生市地域福祉活動計画推進委員会

福生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

令和7年4月1日

要綱第112号

(目的)

第1条 この要綱は、福生市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する福生市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の協議検討等を行うために、福生市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画に関する福生市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)の諮問を受けて、次に掲げる各号の内容の審議を行い答申するほか、当該計画の進行管理等について、必要に応じて意見を具申する。

- (1) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (2) 次期計画に関すること。
- (3) その他、委員会で必要と認める事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の者をもって20名以内で構成し、会長が委嘱する。

- (1) 町会長協議会の代表 1人以内
- (2) 民生委員・児童委員協議会の代表 1人以内
- (3) 医療・保健関係機関の代表 1人以内
- (4) 福祉関係機関の代表 6人以内
- (5) 学校関係者の代表 2人以内
- (6) ボランティア・市民活動団体の代表 2人以内
- (7) 学識経験者 2人以内
- (8) 公募による市民の代表 3人以内
- (9) 福生市職員 1人以内
- (10) その他、会長が認めるもの 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市社協地域推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が召集し、かつ、会議の議長となる。

福生市地域福祉活動計画推進委員会名簿

番号	選出区分	職名	氏名	所属等		
1	町会長協議会	委員	土谷 利美	福生市町会長協議会		
2	民生委員・児童委員	委員	笹本 みゆき(R7.4.1~11.30) ----- 板垣 和生(R7.12.1~)	福生市民生委員・児童委員協議会		
3	医療・看護機関等	委員	西村 曜	医療法人社団 杏邦会 西村医院		
4	福祉関係団体	委員	高尾 盛之(R7.4.1~11.30) ----- 室宮 雄啓(R7.12.1~)	福生市老人クラブ連合会		
5			高崎 賢啓	福生市身体障害者団体連絡会		
6			濱中 供子	つぼみケアプランセンター		
7			平田 佳子	障がい児・者と家族の会 ぷくぷく		
8			佐々木 和仁	社会福祉法人福陽会 第2サンシャインビル		
9			浪井 沙緒里	社会福祉法人福生ひまわり会 麦わら帽子		
10			学校関係者	委員	瀬沼 圭子	福生市 CS(コミュニティスクール) 委員会(3中)
11					高橋 由美子	福生市 CS(コミュニティスクール) 委員会(1小)
12			ボランティア・市民 活動団体(FVAC)	委員	三浦 明日香	フードバンクふっさ
13	柿崎 美紀	福生おもちゃの図書館チューリップ				
14	学識経験者	委員長	萬沢 明	萬(よろず)社会福祉士・労務士 事務所		
15		副委員長	田中 愛誠	埼玉県立大学		
16	市民の代表	委員	半澤 比呂美	公募		
17			野村 亮	公募		
18	行政の職員	委員	峯尾 健二	福生市 福祉保健部 社会福祉課		
19	その他会長が 認めるもの	委員	佐藤 新哉	東京都社会福祉協議会 (地域福祉担当)		

3. 諮問書

写

福祉協発第59号

令和7年6月24日

福生市地域福祉活動計画推進委員会

委員長 萬 沢 明 様

社会福祉法人
福生市社会福祉協議会

会長 板 寺 正 行

第6期福生市地域福祉活動計画の策定について（諮問）

現行の第5期福生市地域福祉活動計画を見直し、令和8年度を初年度とする第6期福生市地域福祉活動計画を策定するにあたり、計画の基本的な考え方並びに内容について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

4. 答申書

写

令和8年2月6日

社会福祉法人
福生市社会福祉協議会
会長 板 寺 正 行 様

福生市地域福祉活動計画推進委員会
委員長 萬 沢 明

第6期福生市地域福祉活動計画について（答申）

本委員会は、令和7年6月24日付けで貴職から諮問されました第6期福生市地域福祉活動計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、ここに結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

第6期福生市地域福祉活動計画
ささえあいプランふっさ

令和8年(2026年)3月発行

発行：社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

〒197-0004

東京都福生市南田園二丁目 13 番地 1(福生市福祉センター内)

電話：042-552-2121 FAX：042-553-7532

ホームページ：<https://fussashakyo.or.jp/>

第6期
福生市
地域福祉活動計画

「ささえあいプランふっさ」

